

広島県告示第二百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県三原市幸崎能地、同市幸崎能地一丁目、同市幸崎能地三丁目、同市幸崎能地四丁目、同市幸崎能地五丁目、同市幸崎能地六丁目、同市幸崎能地七丁目、同市幸崎町渡瀬、同市幸崎渡瀬、同市幸崎町久和喜及び同市幸崎久和喜地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	区域の表示	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項
	次の図のとおり	次の図のとおり
	常盤神社裏（二六六三）	急傾斜地の崩壊
	宮の谷（二六六四）	急傾斜地の崩壊
	宮の谷（二六六四―一）	急傾斜地の崩壊
	宮の谷（二六六四―二）	急傾斜地の崩壊
	大地（二六六六）	急傾斜地の崩壊
	桑田（二六六七）	急傾斜地の崩壊
	向井（二六六八）	急傾斜地の崩壊
	向井（二六六八―一）	急傾斜地の崩壊
	向井（二六六八―二）	急傾斜地の崩壊

丸山(二七 二〇—一)	丸山(二七 二〇)	久津上(二 七一九—三 )	久津上(二 七一九—二 )	久津上(二 七一九—一 )	久津上(二 七一九)	本能地(二 七一九)	平原谷(二 七一九—一 )	平原谷(二 七一九)	下条下(二 七〇六—一 )	下条下(二 七〇六)	保上(二六 六九—二)	保上(二六 六九)	向井(二六 六八—六)	向井(二六 六八—五)	向井(二六 六八—四)	向井(二六 六八—三)	
急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	
丸山(二七 二〇—一)	丸山(二七 二〇)	久津上(二 七一九—三 )	久津上(二 七一九—二 )	久津上(二 七一九—一 )	久津上(二 七一九)	本能地(二 七一九)	平原谷(二 七一九—一 )	平原谷(二 七一九)	下条下(二 七〇六—一 )	下条下(二 七〇六)	保上(二六 六九—二)	保上(二六 六九)	向井(二六 六八—六)			向井(二六 六八—四)	向井(二六 六八—三)
急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊			急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり			次の図のとおり	次の図のとおり

丸山(二七 二〇―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	丸山(二七 二〇―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
正善寺上(二 七二―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	正善寺上(二 七二―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
正善寺上(二 七二―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	正善寺上(二 七二―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
城山南(二 七二三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	城山南(二 七二三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
城山北(二 七二四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	城山北(二 七二四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
東方(二七 二五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	東方(二七 二五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向山(二七 二六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向山(二七 二六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
宇和島(二 七二七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	宇和島(二 七二七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
宇和島(二 七二七―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	宇和島(二 七二七―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
宇和島(二 七二七―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	宇和島(二 七二七―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
宇和島(二 七二七―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	宇和島(二 七二七―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
馬地谷(二 七二八―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	馬地谷(二 七二八―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本能寺(五 一八九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本能寺(五 一八九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
本能寺(五 一八九―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	本能寺(五 一八九―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
龜山上(五 二三―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	龜山上(五 二三―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
龜山上(五 二三―四―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	龜山上(五 二三―四―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり









向条上(二〇五二二一六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	向条上(二〇五二二一六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向条上(二〇五二二一七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	向条上(二〇五二二一七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向条上(二〇五二二一八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	向条上(二〇五二二一八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久津川支川(二六〇隣)	土石流	次の図のとおり	久津川支川(二六〇隣)	土石流	次の図のとおり
久津川支川(二六一隣)	土石流	次の図のとおり	久津川支川(二六一隣)	土石流	次の図のとおり
久津川支川(二六二隣)	土石流	次の図のとおり	久津川支川(二六二隣)	土石流	次の図のとおり
久津川支川(二六三隣)	土石流	次の図のとおり	久津川支川(二六三隣)	土石流	次の図のとおり
本能地川(七八〇)	土石流	次の図のとおり	本能地川(七八〇)	土石流	次の図のとおり
本能地川(二六四隣)	土石流	次の図のとおり	本能地川(二六四隣)	土石流	次の図のとおり
能地川(二六四隣a)	土石流	次の図のとおり	能地川(二六四隣a)	土石流	次の図のとおり
能地川(二六四隣b)	土石流	次の図のとおり	能地川(二六四隣b)	土石流	次の図のとおり
北迫川(二六五)	土石流	次の図のとおり	北迫川(二六五)	土石流	次の図のとおり
渡瀬川(二六七隣a)	土石流	次の図のとおり	渡瀬川(二六七隣a)	土石流	次の図のとおり
渡瀬川(二六七隣a)	土石流	次の図のとおり	渡瀬川(二六七隣a)	土石流	次の図のとおり
渡瀬川(二六七隣a)	土石流	次の図のとおり	渡瀬川(二六七隣a)	土石流	次の図のとおり







能地大番 (一〇二)	地滑り	次の図のとおり	
南末広川 (七八〇二)	土石流	次の図のとおり	
b) 西熊野川 (七八〇〇隣)	土石流	次の図のとおり	
a) 西熊野川 (七八〇〇隣)	土石流	次の図のとおり	
西熊野川 (七八〇〇)	土石流	次の図のとおり	
) 相川支川 (五一四七隣)	土石流	次の図のとおり	
相川支川 (五一四七)	土石流	次の図のとおり	
b) 北末広川 (五一四六隣)	土石流	次の図のとおり	
a) 北末広川 (五一四六隣)	土石流	次の図のとおり	
北末広川 (五一四六)	土石流	次の図のとおり	
西向条川 (五一四四)	土石流	次の図のとおり	
南迫川 (五一四三隣)	土石流	次の図のとおり	
南迫川 (五一四三)	土石流	次の図のとおり	
相川支川 (一一〇〇)	土石流	次の図のとおり	
隣c) 久津川支川 (五一四二隣b)	土石流	次の図のとおり	
久津川支川 (五一四二隣a)	土石流	次の図のとおり	
久津川支川 (五一四二)	土石流	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。